



高齢者の交通安全対策について（平成18年6月定例会）

平成17年の交通事故による死者数は、全国では49年ぶりに7千人を下回ったが、山口県は116人と、前年に比べ10人増加しております。県内の交通事故は、10分間に1件の割合で、発生しています。

中でも、昨年の死者数116人の内、4割が高齢者であり、高齢者の運転による交通事故件数も10年前に比べ1.8倍になっています。高齢者の免許保有率は6人に1人にもものぼります。

特に、長寿社会を迎える中で、高齢者の方が交通事故に遭わない、交通事故を起こさないですむような取組を進めていくことが最重要課題になっていると思います。

今後、高齢者の交通安全対策についてどのように推進されようとしているのか。また、高齢者の交通事故防止対策はどのような取組をされようとしているのか。併せて、シルバーの紅葉マークの表示の義務付けについてのご見解をお伺いいたします。

【久保環境生活部長答弁】

高齢運転者対策としては、「いきいきシルバー交通安全塾」参加者に、運転適性検査を受けていただくとともに、高齢者講習を実施し、受講された70歳以上の高齢運転者全員に紅葉マークをお渡しし、この普及に努めます。

また、運転免許を持たない新たな高齢者対策としては、高齢者が利用する機会の多い病院、薬局等におきまして、交通安全ワンポイントアドバイスと反射材の貼付促進を目的とした高齢者サポート事業を実施することにしていきます。

さらに、高齢者の交通事故防止を呼びかける日や、また、お年寄りの交通安全日を設けるなどの各種対策にも取り組めます。

【石田警察本部長答弁】

「明るく鮮明な信号表示となる発光ダイオードを用いた信号灯器」「大型で夜間よく反射して光る標識や標示」を設置するなど、高齢者に配慮した交通安全施設の整備を推進しています。

また、紅葉マークを表示することにより、自らの運転適性にあった安全で慎重な運転をすることを自覚していただくとともに、周囲の運転者に対して、高齢運転者への思いやりのある運転を促すことにより、高齢運転者などの交通事故防止に資するものと考えています。このため、各種講習会等を通じて紅葉マークの普及促進を行い、高齢者の交通事故防止に努めて参ります。